

薬務課

直 通：092-643-3287

内 線：3143

担 当：山口、久良木

残留限度値を超える濃度の麻薬成分が検出された製品について ～該当製品を所持している方は速やかに提出を～

本県では、危険ドラッグによる県民の健康被害の発生を防止するため、県内の店舗等から危険ドラッグ製品の買上検査を行っています。

令和7年2月に店舗から買い上げた12製品について検査を行った結果、1製品から、残留限度値を超える濃度の麻薬成分が検出されました。

このため、危険性について県民に広く注意喚起するとともに、当該製品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

また、身体や精神に異常を感じた場合は、医療機関を受診してください。

1 対象製品概要（製品画像は別紙参考1）

商品名：CBD EAST GUMMIES いちご味

性状（内容量）：グミ（1袋8粒入り）

販売者：厚德株式会社（神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-11）

2 結果

検査を行った結果、1製品から残留限度値を超える濃度の麻薬成分である「 Δ^9 -THC（テトラヒドロカンナビノール）」を検出。（残留限度値：1ppm）（別紙参考2）

3 県の対応

（1）流通経路に県外の業者が含まれていたため、九州厚生局麻薬取締部を通じて、厚生労働省に情報提供。

（2）県と九州厚生局麻薬取締部で立入検査を実施し、販売停止を指導。

（3）県ホームページに製品名等を掲載し、注意喚起及び提出を要請。

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/kikendrigr7-1.html>



4 県民の皆様への注意喚起

（1）当該製品は「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」に該当し、販売・譲渡・購入・所持・使用等が厳しく規制されています。

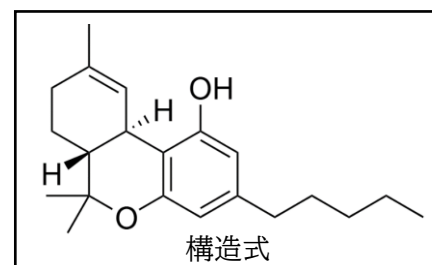
（2）当該製品を所持している方は絶対に摂取せず、直ちに薬務課（092-643-3287）までご相談ください。

(参考1) 製品画像



(参考2) Δ9-THCについて

化学名: 6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-
3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール
通称名: Δ9-THC、テトラヒドロカンナビノール



法規制: 令和5年12月の麻薬及び向精神薬取締法改正により、「Δ9-THCを一定量以上※含む製品」が麻薬として規制され、令和6年12月から施行された。

※濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量(残留限度値)

種類	残留限度値	製品例
油脂(常温で液体のもの) 粉末	10ppm	CBDオイル・ヘンプシードオイル・化粧オイル等
		CBDパウダー・プロテイン等
水溶液	0.1ppm	清涼飲料水・アルコール飲料・化粧水等
		牛乳・植物性の飲料等
その他	1ppm	菓子類・錠剤・バター等
		電子タバコ等
		シャンプー・リンス・乳液・マヨネーズ・バーム・ドレッシング等
		ゼリー等